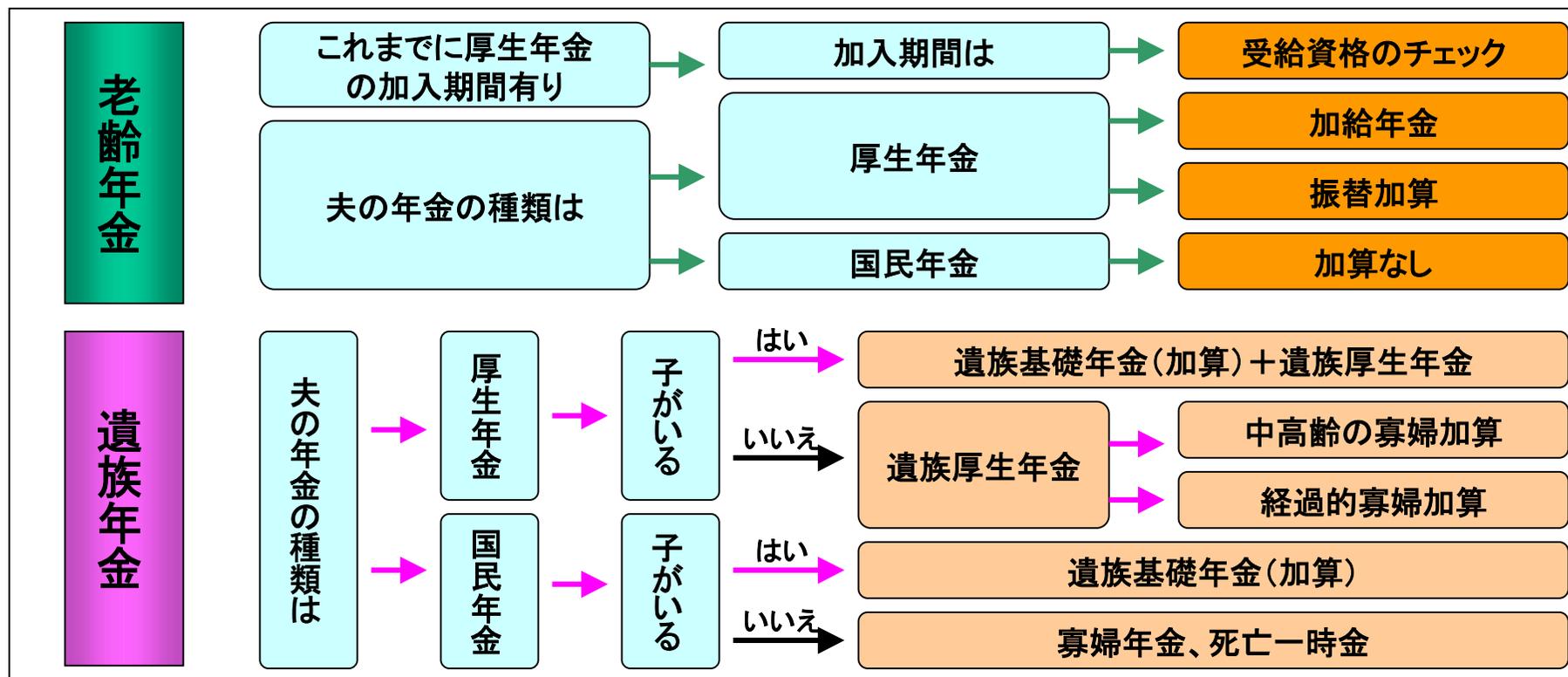


女性の年金

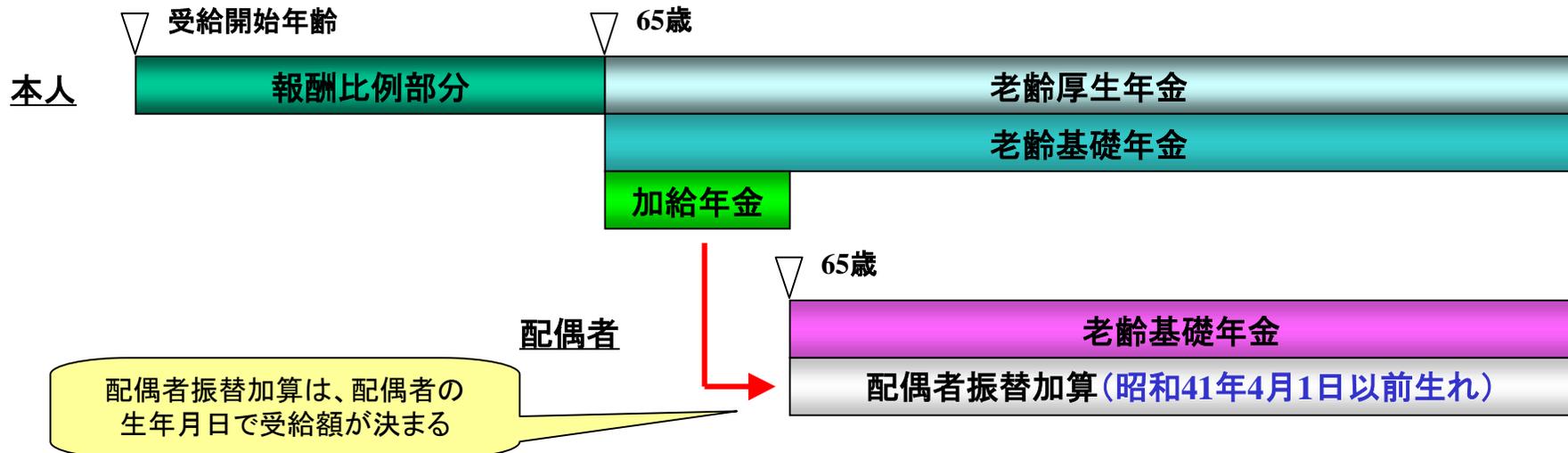
女性の年金加入歴は個々によってかなり異なる。確認するポイントは、

- ① 受給資格があるかどうか(保険料納付済期間、カラ期間、厚生年金の加入期間)
- ② 夫婦で見たときに年金額はいくらか
- ③ 国民年金受給額はいくらか
- ④ 夫が死亡した場合、遺族年金はどのようになるか
- ⑤ 厚生年金からの年金額はどのようになるか



加給年金と振替加算

加給年金は、本人が報酬比例部分と定額部分を合わせた額の老齢厚生年金を受けられるようになったときに、生計維持されている配偶者や18歳到達年度末までの子がいる場合に、64歳までその人数に応じて加算されます。65歳からは配偶者の老齢基礎年金に振替加算として振り替えられます。



加給年金の受給要件、加給年金額

- ① 厚生年金の加入期間が20年以上あること
(中高齢の期間短縮特例あり)
- ② 生計維持(年収850万円未満)の配偶者(64歳まで)と18歳到達年度末までの子に
加算

本人の生年月日	加給年金額	配偶者特別加算額	配偶者加給年金額
昭和17年4月2日 ～ 昭和18年4月1日	227,900円	134,600円	362,500円
昭和18年4月2日 以降		168,100円	396,000円

加給年金額/配偶者振替加算/経過の寡婦加算

生年月日	必要な加入年数			加給年金額	配偶者特別加算額	配偶者振替加算額	経過の寡婦加算額
	国年十厚年	厚年	厚年(男40女35歳以降)				
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	25年	20年	15年	227,900円	168,100円	124,700円	257,600円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	118,500円	237,800円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	112,400円	218,000円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	〃	106,400円	198,200円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	〃	100,300円	178,300円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	〃	94,100円	158,500円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	〃	88,200円	138,700円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	〃	82,000円	118,900円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	-	〃	〃	75,900円	99,100円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	-	〃	〃	70,000円	79,300円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	-	〃	〃	63,800円	59,500円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	-	〃	〃	57,700円	39,700円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	-	〃	〃	51,700円	19,900円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	-	-	〃	〃	45,600円	0円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	-	-	〃	〃	39,400円	0円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	-	-	〃	〃	33,500円	0円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	-	-	〃	〃	27,300円	0円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	-	-	〃	〃	21,200円	0円
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	〃	-	-	〃	〃	15,300円	0円
昭和41年4月2日～	〃	-	-	〃	〃	0円	0円